

第7回日野町議会定例会会議録

平成30年12月26日(第4日)

開会 10時00分

閉会 12時14分

1. 出席議員(13名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

町長	藤澤直広	副町長	高橋正一
教育長	今宿綾子	総務政策主監	西河均
教育次長	望主昭久	総務課長	藤澤隆
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	澤村栄治	福祉保健課長	池内潔
子ども支援課長	宇田達夫	長寿福祉課長	山田敏之
農林課長	寺嶋孝平	商工観光課長	福本修一
建設計画課長	高井晴一郎	上下水道課長	長岡一郎
生涯学習課長	日永伊久男	会計管理者	福本喜美代

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	山添昭男	総務課主査	角浩之
--------	------	-------	-----

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 86 号から議第 96 号まで（中部清掃組合理約の変更についてほか 10 件）および請願第 17 号から請願第 19 号まで（主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求めることについてほか 2 件）について
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 2 決議案第 3 号 主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書決議について
- 〃 3 決議案第 4 号 核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書決議について
- 〃 4 議員派遣について
- 〃 5 委員会の閉会中の継続調査について

会議の概要

－開会 10時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議第86号から議第96号まで（中部清掃組合理約の変更についてほか10件）および請願第17号から請願第19号まで（主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求めることについてほか2件）についてを一括議題とし、各委員長からの審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） おはようございます。それでは、平成30年第7回12月定例会、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月17日、午後2時より、第1、第2委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。出席者は委員全員と、執行側から町長、副町長、教育長、総務政策主監、教育次長、総務課長ほか関係職員の出席のもと、町長の挨拶を受け、本委員会に付託のありました議第87号、日野町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件でありましたが、議案の説明については、先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第87号、日野町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。

委員より、就学支援委員会について、就学前、就学後も含めた支援委員会という認識でよいか。対象者が30人であったものが現在50人を超えていることについて、どこまでの支援の範囲なのかを教えてほしい。特別支援学級の子どもも対象になるのか。支援の時期は小学校卒業までか、中学校卒業後や就職するまで支援をしていくのかどうか。また、町外施設に通っている子どもも対象とするのか、あわせて保護者に対するケアはどうか。

答弁として、教育次長より、現在の就学指導委員会については、早期の就学指導とその後の一貫した支援について助言を行うもので、就学支援委員会は従来のもとは何ら変わりはないが、法的なこともあり、今回改正となった。発達の程度、適応の状況等を勘案して、就学前、就学、就学後と一貫して支援をしていこうとするものです。

また、特別支援学級に入級している子どもも対象なのかという質問ですが、基

本的には対象にならないが、小学校6年生から中学校1年生に進学するときには対象としている。途中で学びの場を変更する場合、例えば、特別支援学級の自閉症、情緒障がいや在籍の子どもが通常学級で学ぶ方が適切かどうか就学指導委員会で検討を行う。町外施設の方の対象については、5歳児の子どもは保健センターや早期療育施設「くれよん」から報告があって、町内の小学校に入学する場合は対象としていく。転入の子どもは、転出先の市町教育委員会から報告があり、検討の対象としていく。

委員より、幼児教育を終えたとき、小学校に入学するときには委員会に該当するというのでよいか。小学校卒業から中学校に入学するとき、支援学級に行くか養護学校に行くか迷っているときにも就学指導の対象となるということよいか。障がい認定をするかどうかを保護者も悩んでいることがよくあると思うので、こうした制度をもっと知らせていくことが必要と思うが。

答弁として、保護者の気持ちに寄り添った支援を考えている。相談については子育て教育相談センターがあるので、相談業務は従来どおりそこで行う。どこで就学することが適切かなどの判定を行う機関であることをご認識いただきたい。先の質問の該当期間については、就学前から中学校2年生に入るまでの期間となる。

委員より、検討すべき子どもとして、平成28年は35人、平成29年は40人、平成30年は50人と聞いている。まず、増加傾向にある理由は何か。次に、学校の中で先生が気づいて保護者に行くのかなどの初動はどういったものとなるのか。

答弁として、増加の理由として、特別支援教育に対する理解が教師だけでなく保護者も深まり、学校や園から上がってくる件数が増えていることが考えられる。最初のきっかけについては、早期療育施設「くれよん」や子育て教育相談センターなどのかかわりの中から、学びの場としてどこがふさわしいのか保護者から発信されてくるケースがある。また、学校や園の先生が子どもの様子を見ている中で、先生と保護者が教育相談する中で、特別支援教育を受けることが適切であると希望されてくるなどのパターンがある。

委員より、保護者としても、子どもさんに支援の可能性がある先生などから聞かされたときなど精神面で受けるダメージなども考えると、大丈夫か心配もある。そのフォローやケアは大切だと思うが、そのあたりはどのようにされているのか。

答弁として、保護者に対するケアとしては、学校での教育のことと子どもの発達については、学校と子育て教育相談センターとのすみ分けをしながら保護者のケアに当たっている。学校の中にも特別支援教育コーディネーターの先生がいるので、担任の先生と一緒に保護者に寄り添っていくことになる。

委員より、障がい児が増えてきているが、受け入れ側の施設や設備、先生であれば加配による対応など、将来についての問題点があれば教えてほしい。

答弁として、年3回の会議で2回目のときに判定をしているが、新しく特別支援学級が必要かどうか等については県の判断によるところであるが、肢体不自由な人だと新学期までに新しい支援教室の施設整備や教材等が間に合うのかなどが課題と言えます。

委員より、先生の障がい児教育の加配は県の事業で受けられるのか、町の単独費用か。

答弁として、加配はないので、特別支援学級ができれば担任が対応する。

以上で、ほかに質疑なく、次に、議第88号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。特に質疑はなく、続きまして、議第89号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、5年間の間でゆっくりではあるが、人事院勧告により職員の給与は引き上げられてはいるが、生活改善のところまでは行っていない。ラスパイレス指数も98.2程度と極端に高くない。初任給の引き上げについて、他市町と連携をして検討をしていく考えはあるのか。よりよい若手職員の獲得のためにも、初任給の引き上げが1つの課題だと考えているかどうか。

答弁として、毎年給与の決定については労働組合と交渉を行っています。よいときも悪いときも、人事院勧告に基づき改定をしており、その都度合意をいただいている。県内のいくつかの市は国の基準を上回る初任給とされているが、日野町は国の基準どおりとしている。有能な人材確保のための初任給引き上げをという要望はいただいております、一定の理解はしている。今後の検討は県下の状況を見ても現在のところ難しいと考えており、組合にも了解をいただいている。

委員より、有能な人材を確保していくために、県下の中で日野町がリードしていくことで課題を克服していく必要があることを理解していただきたい。

これでほかに質疑なく、午後2時29分、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決に移りました。結果、起立全員により、本委員会に付託のありました議第87号、日野町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会の付託のありました案件の審査を全て終了し、町長の挨拶をいただき、午後2時31分、執行側退席のためここで暫時休憩としました。

午後2時40分、会議を再開し、本委員会に付託のありました請願2件についての審議を行いました。

はじめに、請願第18号、核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願についてを議題とし、紹介議員の趣旨説明の後、審議に入りました。

委員より、69カ国の署名、19カ国の批准の中で、社会主義国はどれくらいあるの

か。また、核保有国はあるのか。

紹介委員より、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮などはNPT（核不拡散条約）の加盟国ではないが、核を保有している。19カ国の批准している国は、オーストラリア、コスタリカ、キューバ、メキシコ、パラオなどがある。

委員より、核を持っている国が止めてもらうことが近道。社会主義国の方が多いとなると、理にかなわないことになると思うが。

紹介委員より、核兵器禁止条約をやっぺいこうとしている中で、2通りのものがある。1つは核廃絶を明確にうたっている国、もう1つは核兵器を持っているが、条約には参加するという国がある。後者が条約に入ってくる国を増やすことについて、国際世論を我々がつくっていかなければならない。日本政府がどういった対応をするかを国際社会が見ている。

委員より、前回は賛成し、今回も賛成になるのかとは思っているが、日本政府が参加しない理由が何かが問われていると考えている。NPTは第二次世界大戦の戦勝国でつくられており、戦後レジームからの脱却を掲げていたのが第1次安倍内閣であるが、最近はその理念がどこへ行ったのかと思うことがよくある。結論としては核兵器禁止条約の参加に行き着くと考えているので、この請願に賛成という立場である。

紹介委員より、NPTの加盟国は核保有しながらこの条約に参加しているが、核保有するインド、パキスタン、イスラエルはこの条約に参加しない。NPT加盟国は核兵器を今後廃絶していこうと明確な約束をしている。しかし、実行に移す段階でもめている。互いにしのぎ合っているが、条約が発効されるのが正しい方向だと思う。核兵器禁止条約を何としてもつくっていく、今その時期だと思っている。

委員より、途中の道は違っても結論は同じであることが少なくとも理解してもらいたい。

また、別の委員より、核保有国が参加していない条約では意味がない。米朝会談でも核問題が進んでいない。先行きが見通せない段階で日本が進んでいくことはあり得ないとする。通常の中で核兵器の縮小をすべきだと考える。

紹介委員より、日本のとっている立場として必要なことは、いかなる核兵器もなくしていこうということであって、核の存在を認めることを容認してはならないと思う。全ての核を取り除く、そこをしっかりとってもらうことが大切。被爆国の日本がリーダーシップを発揮して、そういうところへ踏み込んでもらいたいという願いを込めた請願である。

委員より、核保有国が禁止条約に署名するのは難しい現状もあろうが、日本にとっては、唯一の被爆国として署名し批准していくことが大切であるとする。

以上で審議を終了し、討論に入りました。

最初には、反対討論でございます。理想論として強い日本外交を展開してもらうことは同感であるが、現状の国際外交上からして、従来の枠組みの中で対応していくことが現実的であることから、この請願に反対の立場である。

次に賛成討論として、核廃絶に向けた大きな枠組みの中で進んでいることは確かであるが、国際的な条件で抜け道をつくらぬ条約の制定が必要。核抑止論の中の日本はまだ曖昧さがある。しっかりとした、抜け道のない条約をつくっていくことに日本は署名・批准していくこの請願に賛成をしていきたい。

以上で討論を終了し、採決に移りました。

午後3時2分、起立多数でこの請願は採択するものと決しました。

続きまして、請願第19号、2019年10月の消費税10%実施の中止を求めることについてを議題とし、審議に入りました。

紹介議員の趣旨説明の後、審議に入りました。

委員より、消費税10パーセントの中止を表明しているのは共産党のみ。10パーセントの税率中止を求める割には、この理由は抽象的過ぎる。なぜ中止なのかがはっきりと示されていないので、判断しかねる。

また、委員より、災害復旧のめどが立たない状況の中で、国土の約半数の山林面積を多く抱えている地域は過疎や限界集落といわれるところがほとんど。生命、財産を守る財源費用はどこから生まれてくるのか。費用の話ばかりでなく、これは何のために必要な税制度なのか、本質をどうするか議論をされた方が説得力がある。

紹介委員より、消費税を災害復旧に充てることに納得ができない。防衛費などを抑えて復興予算に充てていく。国民に負担をかけない、国民目線で住民の声を上げていきたい。

委員より、今の世論は、消費税を引き上げるべきでないのか、引き上げるべきなのかの分析はどのようにされているのか。

紹介委員より、新聞の世論調査結果から、消費税10パーセントに引き上げに対し反対が49パーセント、賛成が46パーセントとなっており、クレジット決済のキャッシュレス化についても、反対62パーセント、賛成32パーセントであり、来年10月の導入を前に反対の声が大きいことが分かる。

委員より、住民意識は拮抗していると思う。消費税が定着してきたこの時代、徐々に公平さが浸透してきているので、賛否が拮抗してきている。議会が判断するかどうか、もう少し見きわめてはどうか。

また別の委員より、10パーセント実施は賛否両論あることは認める。本来、累進課税によってもらうべきところからしっかりと徴収することが求められている。低所得者から徴収するものではなく、法人等の利益に応じた税制となるべきものであり、本来のあるべき姿に戻す必要がある。消費税を上げる一方で減税対策を実施し

たり、ポイント還元、プレミアム商品券を発行するなど、経済が混乱している。そんなことをするぐらいなら増税自体をやめることの方が国民の願いだと見ている。

委員より、10パーセントに上がるのは誰も嫌。国債の発行額は伸び続け、社会保障は増大している中で、このツケは若者世代に確実にやってくる。その改善策を講じるが必要となってくる。消費税増税によってある程度痛みを分かち合う視点を持つのも我々政治家の役割ではないか。

以上で審議を終了し、討論に入りました。

まず、反対の討論として、賛否両論あり、もう少し煮詰めて議論をした方がいいと考えるので、継続審査とすることを提案したいと思います。

賛成討論として、増税対策で3兆円近くのお金が費やされる。何のための消費税増税か分からない。インボイスの導入も複雑でよく分からない。こういったことから、消費税引き上げに反対し、この請願への賛成討論とする。

以上で討論を終了し、ここでは提案のありました継続審査についての採決を行いました。

結果、起立多数で継続審査とすることに決しました。

以上をもって本委員会に付託されました案件は全て審査が終了し、午後3時38分、委員会を閉会しました。

これで、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、平成30年第7回定例会、産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月18日、午前8時56分より、第1、2委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。委員全員と議長、執行側より藤澤町長、高橋副町長、西河総務政策主監をはじめ関係各課職員の出席のもと、町長、議長の挨拶を受けました。

本委員会に付託の議案は、議第94号、平成30年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての1件でありました。議案の説明については、先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

副委員長より、処理施設から出る乾燥肥料について、「ご自由にお使い下さい」というチラシが配布された。非常に効果的であり、使用された人から使ってみてよかったとの声を聞くが、勝手に持ち帰っているようで人目が気になるとの声もあったため、目立つところに「ご自由にお持ち帰り下さい」と表示されてはどうか。

上下水道課より、住民の意見や本日の意見を参考にして、今後も気軽に使っただけの研究していくとの答弁がありました。

委員より、処理場を維持管理するには専門的な技術が必要になるが、人事面で技術者は一定期間異動をしない等の工夫をされているのか。

上下水道課より、処理人口が500人以上の農村下水処理場の管理には、浄化槽技術管理者の設置が必須となっている。最初に、国家資格である浄化槽管理士を取得し、その1年後に浄化槽技術管理者の資格を取得することとなるため、最低2年は必要となります。

総務課より、役場の技師の人数が少なくなっていること、また、上水道の水道技術管理者のように農業集落排水の処理場のほかにも専門的な資格が必要となる部署もあることから、業務遂行に必要な資格の取得を計画的に進めること等で人事にも配慮しているとの答弁がありました。

委員より、処理施設の点検や清掃等の管理をされているが、濁った水が流れていることがあった。施設の管理上、濁った水が出て問題がないのか。また、使用料は1月1日現在の世帯の人数で算定されているが、年度途中で異動があっても変更されないのか。

上下水道課より、処理施設では、定期的に処理水の水質検査も実施しており、水質的に問題がないと把握している。処理場から直接濁った水が排出しているのではないと認識しているが、器具点検、水質検査も含めて注意深く見ていきます。使用料については、1月1日を基準日として人数割を算定しており、年度途中で増減はないとのことでご了承いただきたいとの答弁がありました。

委員より、各地域の管理組合が年に何回かの会議をされているが、そこで今のような諸問題について議論が行われ、町から回答をされているのか。

上下水道課より、組合長会議は年に1回開催され、組合員から意見等が出てきた場合はその都度会議を開催し、問題があった場合はその都度協議を進め、解決を図っている。最近では清掃の方法について等の協議が進められているとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、質疑を打ち切り、討論に入りました。

討論なく、採決を行いました。

議第94号、平成30年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、委員全員賛成により、原案どおり可決することに決しました。

その後、町長より挨拶をいただき、執行側退席の後、9時25分より会議を再開し、請願第17号、主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求めることについて、紹介議員の説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、日本独自の種子を守るため、種子法がなくなるのであれば、守るための新たな法律が必要ではないか。県の条例制定は進めてもらっているが、それを支える国の法律が必要と思う。

紹介議員より、これまでも種子法に基づいて都道府県が実施してきたものである。実施機関である県が要綱を制定されたが、要綱では弱いということで条例化を求め

るものである。

委員より、国の法律があったから守られてきたものがある。国は終了、次は県でという単純なものではない。

委員より、県で条例化されたとしても、品種改良の研究費等も必要であり、財政的に厳しくなるのではないか。県に条例化を進めてもらうとともに、再度国が定める法律の制定を求めていくことが必要と思う。

副委員長より、今回の請願と前回提案された請願では趣旨が異なっている。前回はもう少し様子を見る必要があると判断したが、今回は条例を制定することにより原種、原々種を守り、安定的な生産・供給を県が担っていくというもの。種子法の中では推奨品種についても明確に定められており、市場経済での競争原理が働きにくいものであった。現実、コンビニやファミレスで使われているお米は業務米というもので、業務米であっても品質が悪いわけではないにもかかわらず、安価でしか販売されなかった。種子法の内容が全てよかったわけではなく、市場経済がマイナスに働く部分もあったため、外国の米に勝つためにも原種、原々種を守っていく新たなルールが必要と思われる。今回の請願内容はそこに合致したものとなっていると思う。

委員より、日野菜の原種を守るということで、伝統野菜、特産野菜をつくるため町も支援しているが、原種を守ろうという動きがある反面、日野町においてもF1種という新たな、見た目がきれいで売れる商品となる日野菜が入ってきている。農家だけが頑張るのではなく、法律や条例で公的に守っていく仕組みも必要と考える。

議長より、つくった日野菜を農協に持っていくと、作付日誌の確認、原種を購入した証明の確認、どこで耕作しているか等かなり厳しいチェックがあり、適切に原種管理されているとの意見がありました。

ほかに意見なく、討論に入りました。

討論なく、採決を行いました。

請願第17号、主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求めることについては、委員全員賛成で、採択することに決しました。

その後、意見書案の審査を行い、産業建設常任委員長名で議長に提出することに決まりました。

10時1分に産業建設常任委員会を閉会いたしました。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、平成30年日野町議会第7回12月定例会の厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

委員会は、去る12月18日火曜日、午後2時より、第1、第2委員会室で開催をい

たしました。出席者は、議会より杉浦議長はじめ全員であります。執行側より藤澤町長、高橋副町長、西河総務政策主監、澤村住民課長、山田長寿福祉課長、宇田子ども支援課長、長岡上下水道課長、総務課長、そのほか参事、課長補佐、専門員や主任であります。

最初に町長、議長より挨拶を受け、今回、本委員会に付託されました案件は、議第86号、中部清掃組合格約の変更についてほか5件であります。各議案の説明については、全員協議会において説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第86号、中部清掃組合格約の変更についてであります。

委員より、今回の改正で、会計管理者の部分の表記が改正されるが、その理由は何か。地元北脇への説明会が開催され、覚書が交わされたと聞くが、北脇の状況と覚書の内容はどのようなになっているのか。

答弁といたしまして、会計管理者についての改正は、現在はこのような表記になっているが、実際は管理者が会計管理者を任免している実情に合わせた改正である。また、覚書について、地元北脇区で説明をし、協定書は3年に1回見直すこととなっており、今回は平成33年2月の予定である。搬入範囲に愛東・湖東地区を明記することとなり、今回の覚書は愛東・湖東地区のごみが搬入されることについて了承したという内容である。

続いて、議第90号、日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例および日野町布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、平成31年4月に専門職大学ができることによる改正だが、専門職大学とはどういうものなのか。また、4月開設は1校のみと聞くが、増える見込みはどのようなのか。

答弁として、平成29年に学校教育法が改正され、新たに設置されるものであり、我が国の成長発展を持続していくためにはすぐれた専門技能などを持って新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が不可欠という状況から、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を発展させることを目的とする専門職大学を設けることが設置の趣旨となっている。専門学校とは違い、法第1条に規定される学校として来春1校が認可され、14校は申請されたが認可されなかった。実習や実験などを重視した即戦力となる人材育成が目的であり、指導者が確保できなかったのではないかと考えている。1校は高知でリハビリの学校であり、今後はファッションやメイクなど増えていくと思われる。

委員より、水道技術員なども含まれるのか、また、前期課程とあるが、短大と同等なのか。

答弁として、水道技術員も含まれ、学校の課程では、前期課程修了すれば、放課後児童支援員の資格取得のための要件が得られることとなる。

議第90号の質疑は終了し、続いて、議第92号、平成30年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入りました。

委員より、今回の補正予算はシステム改修との説明を受けたが、どのような内容なのか、また、来年度の国保税保険料の納付金の試算が県から来ていたらどのような見込みなのか、お尋ねしたい。

答弁として、現在70歳から74歳の方は被保険者証と高齢受給者証の2枚を持って受診されているが、2枚を一体化していこうという県の方針により、平成31年8月1日から一体化するためのシステム改修である。被保険者証は4月1日から翌年3月31日まで、高齢受給者証は所得要件の確認のため、8月1日から翌年7月31日までとなっているので、まずこれを統一するため平成30年4月に発行した被保険者証を来年の7月31日まで有効とする。財源は全て県交付金によるものである。また、来年度の納付金については、県は11月中旬に仮係数による算定結果を、1月中旬に確定係数による算定結果の2回示すことになっている。11月の仮係数による算定結果では、納付金は平成29年度確定値より一般分627万円増となり、退職分を含むと約300万円の増となる。保険税の見直しについてはしない方向で検討しているが、1月の算定結果により最終判断をすることとなる。

委員より、納付金の県試算では9.6パーセントから9.7パーセントの増と聞いているが、保険料の改定をしないでやっていけるのか。財源はあるのか。

答弁として、納付金の財源は、基本的には保険税で賄うこととなるが、繰越金と国保の財政調整基金があるので、そうした財源で不足分は対応できると考えている。

議第92号は質疑を終了し、続いて議第93号、平成30年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

委員より、水質がよくて安心していたが、施設が古くなって水質も落ちたのか。

答弁として、耐用年数の10年を過ぎて7年を経過して今回交換する。水質には問題ない。

委員より、工事は水を供給しながら等なると思うが、どのような計画で進めるのか。

答弁として、シーケンサーなどの交換をする工事で停電を伴うこととなるが、配水池を満タンにして作業をすることで3日間の水量があり、断水はないと計画している。

続いて、議第95号、平成30年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、地域支援事業において訪問事業、通所事業が伸びていると聞くが、そ

の状況はどうか。

答弁として、訪問事業のヘルパー派遣は月23件で42万円の給付、通所事業のデイサービスは月47件で120万円の給付を見込んでいたが、見込み以上に伸びている。原因は利用者数の増であり、通所のデイはリハビリ、機能回復のニーズが増えてきている。要支援1、2の軽度の人へのサービスが伸びている。

委員より、リハビリのある通所デイケアなら行く人も多くいるのではないか。利用料も違うと思うが、歩けるようになったり外出できるようになったりなど、改善の例もあるのか。

答弁として、デイケアは効果がないと加算がとれないので、加算のとれているところは効果が出ているところである。

委員より、介護職員の不足が言われているが、ケアマネジャーも不足しているのか。また、徘徊検索システムのQRコードシールはどうか。

答弁として、ケアマネジャーも国家資格が必要で、不足している。事業所で今いる人も高齢化してきている。事業所も収支が厳しいのが実情である。QRコードシールは現在作成中で、認知症ケアパスも発注している。警察などの関係機関とも行方不明時の対応を行うための協議を行っている。

委員より、家族への周知はどうか。

答弁として、キャラバンメイトを通じて、また図書館やゆめさとのカフェでも周知していき、今後、町の広報でも周知させていただく予定である。

委員より、制度も変わってきている。予防に力を入れる方向と聞いているが、どのように進めるのかお尋ねしたい。

答弁として、国は予防の段階に力を入れて、重症化しないようにと言っている。具体的には要支援1、2の人へのサービスの充実がある。地域のリーダーにもやってもらうことや、リハビリ職の作業療法士にも協力してもらい、予防の充実に工夫をしていきたい。

議第96号、平成30年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑なく、続いて各案一括で討論に入り、討論なく、一括採決に入り、全員起立であります。よって、議第86号、中部清掃組合規約の変更についてほか5件については、原案どおり可決決定すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て審議が終了し、町長の挨拶を受け、14時40分、厚生常任委員会を閉会いたしました。

これで平成30年日野町議会第7回12月定例会の厚生常任委員会の委員長報告いたします。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員長 4番、山田人志君。

4番（山田人志君） それでは、平成30年第7回定例会における予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

期日は平成30年12月17日月曜日、出席者は、議会側が議長ほか議員全員と、執行側は町長、副町長、教育長ほか担当課職員の出席をいただきました。

午前8時56分に開会し、町長、議長の挨拶の後、議第91号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第4号）について、まず前半の執行側の説明を受けた後、質疑に入りました。

最初、委員から、児童の健全育成事業、いわゆるヒノキオの工事の件ですが、グラウンド内を通ると聞いたが、保全面、安全面についてどうかという質問があり、子ども支援課長から、状況を見ながらできる限り対応するという答弁がありました。

また、別の委員から、衛生費の美化推進対策推進事業で、不法投棄の現状について質問があり、住民課課長補佐からは、リサイクル費用が高額にかかるもので、山間部の道沿いに投棄されるケースが目立っているという答弁がありました。

また、別の委員から2点あり、1つは児童健全育成事業の空調機の内訳、2つ目が児童手当支援事業が適切に支給されているかという質問があり、1点目について子ども支援課主任から空調機の台数の答弁があった後、子ども支援課長から2点目について、児童手当は申請をしていただき支給する流れになっていて、申請をされない方については何度も案内をしているという説明がありました。さらに、これについては、子ども支援課主任から詳しい児童手当の流れの説明がございました。

また、別の委員から、1点目に交通安全対策事業の啓発看板は何カ所か、2点目に消費者行政事業の高齢者見守り手帳は何冊ぐらい配布かという質問があり、1点目については住民課課長補佐から、交通安全啓発看板、いわゆる飛び出し坊やであります、平成30年度で25件の設置、2点目の高齢者の見守り手帳は民生委員、介護ヘルパーに2,000部配布をしているということでした。

また、別の委員から、消費者行政推進事業でどういうものが考えられるのかという質問に対して、住民課長からは、住民課の中に消費の相談員を設置して、クーリングオフなどの対応や被害を未然に防ぐ対策を行っているという答弁で、これに対し再質問で、食品の安全対策の啓発などは考えていないのかということがあり、住民課長からは、今のところ考えていないという答弁でありました。

また、別の委員から4点の質問があつて、1つは障がい児童の公立保育所での状況、2点目には来年度正規の保育士の確保はできているのか、3点目に学童保育の利用が当初より増えているがその状況、4点目にはヒノキオの増築に伴って応急的に工事用のライトが必要ではないかという質問、これに対して、子ども支援課長から、1点目については公立・私立の障がい児については、来年の入園申し込み状況を見ながら検討している、障がい児というより気になる子どもが増えているという

感想がありました。2点目には、囑託の保育士が集まらず、今後も方策を考えていかなければならない、3点目に学童保育所の入所については、毎年30人程度ずつ増えており対応に苦慮している、4点目、ヒノキオの工事に伴う街灯は今週中に設置の予定で、先週金曜日に仮設の対応をしたという答弁でありました。

ここで、前半の質疑を終えまして、後半の執行側の説明を受けた後、後半の質疑に入り、まず委員から、藤の寺のトイレの下水工事はされているのかということに対して、商工観光課長から、農村下水道に接続しているという答弁でした。

また、別の委員から2点あって、1点目が公営住宅管理事業、いわゆる訴訟のあった件であります。円滑に解決したのか、2点目には、消防団第3分団のベニヤ板が飛んで損害を与えた問題について、費用はどこで出入りしているのかという質問に対して、1点目は高井建設計画課長から、2月の中旬に全ての法的な処理が終了する予定であると、2点目については総務課長から、損害賠償の歳出は総務管理費の一般管理事務事業で対応したという答弁でありました。

さらに、委員から再質問で、報第10号の専決処分について、保険が出る出ないにかかわらず町の責任で対応していただけないのかという質問があり、総務課長からは、瑕疵がないところに公費を使って支出をするということの問題にならないように確認した上での判断である。しかし、町の施設からの落下物で迷惑をかけたこともあって、町長交際費からお見舞金として支出したという答弁がございました。

また、別の委員から、1点目は、農道維持管理事業でどのあたりを補修するのか、2点目は中学校のクラブ活動の現状という質問があり、1点目について農林課長から、ほぼ広域農道全線での交差点部で補修をする、2点目については教育次長から、団体球技の生徒が集まりにくいと、近畿大会など上位の大会には個人種目が出場したというような状況の報告がございました。

また、別の委員から、東近江行政組合負担金が増えた理由の質問があって、総務課長から、負担金の算定は交付税の基準財政需要額の消防費をもとに算出している。市町村合併をされた市町は合併算定替えがされていて、特例措置期間を過ぎたために需要額が下がって、その裏返しで合併しない日野と竜王の割合が増えたという説明であり、さらにこれに対する再質問に対しては詳しく、市町村合併の特例で地方交付税の算定が、合併から10年間は合併以前の市町の合算額を下回らないようにされていたのが、その後5年間は段階的に縮減されることになっている。したがって、総額の中での裏返しで、合併をしていない日野と竜王の負担割合が増えるという説明でございました。

また、別の委員から、西大路公民館の駐車場の整備に伴うフェンスについて質問があり、生涯学習課長から、公民館西側に新設する駐車場の外周に設置するフェンスであるという説明があり、これに関しては、さらに、幼稚園方向から町道を横断

して西大路公民館の南側を通る水路についての確認のやりとりもございました。

また、副委員長から4点の質問がありまして、1点目は、来年から森林経営管理制度が開始されるが、今の人員あるいはスキルの中で管理できるのか。2点目については銃禁、つまり銃猟禁止区域ということですが、解除されるための条件あるいは町の考えを聞かせてほしい。3点目には、多くの観光地でSNSアップを大歓迎という看板があるが、日野町ではこのような看板を設置する予定はあるか。4点目には、東桜谷公民館の玄関先の段差が見えない。工夫はできないかという質問がございました。

まず、農林課長から1点目で、森林環境譲与税の導入で、何年か先から取り組んでいくことになるが、今後は個人所有者の方に意向を確認し、森林整備をしていく。専門的知識を有する職員が少ないことは県も認識していて、市町の職員に対して研修制度を設けると聞いているという答弁でありました。

2点目については農林課参事から、銃禁は平成33年10月30日までの設定で、今後議論していきたいということでありました。

3点目については商工観光課長から、それぞれの施設の情報発信のあり方については、施設の考えを伺いながら対応したい。

4点目について、生涯学習課長から、東桜谷公民館の階段については、確認の上対処をしたいということでありました。

さらには、副委員長から再質問で、銃禁の条件についてありましたが、これに対して農林課参事からは、特段の条件はありません、更新の際には猟区運営審議会にかけていくというご答弁でございました。

また、この後、森林環境譲与税に関する若干のやりとりがございました。

そして、また別の委員から、土木費の公営住宅管理費の中で、基金を使って修繕をするというのは基金の基本的な考え方がおかしいのではないか、修繕などは一般財源ではないのかという質問がありまして、総務課長からは、町営住宅建設整備基金の目的が建設、修繕、改良となっているという答弁でありましたが、委員から再質問で、修繕は大規模なものを指している、拡大解釈ではないかということがございました。

さらに、これに関して私の方から、町営住宅の長寿命化計画があれば、それが根拠になるのではないかと別の角度から質問しましたが、これらに対して建設計画課からは、町営住宅の長寿命化計画は作成していて、来年度見直しの予定であるが、長寿命化計画に沿って改修をしているわけではないというようなご答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決に入りまして、平成30年度日野町一般会計補正予算（第4号）は起立全員で原案どおり可決しました。町長挨拶の後、10時

50分に委員会を終了いたしました。

以上で、予算特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 続いて、諸般の報告を行います。

人口減少対策特別委員長 7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、平成30年第7回12月定例会の人口減少対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る12月19日、午前8時55分より、委員会室において人口減少対策特別委員7名全員と議長、執行側より町長、副町長、教育長をはじめ総務政策主監、教育次長、関係課長、参事、担当職員の出席のもと、開会いたしました。

町長、議長の挨拶の後、日野町総合計画懇話会から町長に報告がありました日野町くらし安心ひとづくり総合戦略に関する施策検証結果報告書（平成29年度）の内容について企画振興課から説明をお願いし、前年度と比較して変更があった施策を重点に説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、移住者に対する受け入れ側の体制、心構えなどを地元へ伝えることは可能か、市街化調整区域での宅地開発を町が進めることは可能か、移住希望者に対する町の魅力を伝えるパンフレットを町で作成できないか、また、ホームページでもアピールできないかとの質問に対して、企画振興課から、移住者については出前講座や行政懇談会などで地域に受け入れる姿勢などを話している。市街化調整区域については、規制緩和の働きかけをしており、できる可能性もある。パンフレットは昨年度に更新し、第2弾を作成している。ホームページに上げているが、もう少し見てもらいやすくするよう工夫したいとの答弁でありました。

委員より、3年前に総合戦略ができ、3年間議会を通じて役場の様子を見てみると、今ならもっといい総合戦略ができるのではないかと思うがどうか。その前提で、自主的に自分たちの総合戦略をつくってみようという気はあるのか。地方自治法の改正で総合計画の策定義務はなくなっているはずだが、日野町が第5次と同じ方向で第6次をつくることを決めているのかとの質問に対して、企画振興課長から、総合戦略は平成31年度で終わるので、国は次期総合戦略をつくることを検討されている。県もそれに基づいて対応されると考えている。当町で作成するならば、検証も含めて平成32年度に作成かと考えている。引き続き地方創生の補助金を活用することになると、総合戦略という計画は一定つくっていくことになると思う。第6次総合計画の法的根拠はなくなった。次期総合計画については、総合計画を策定する条例制定も含めて今後進めるべきでないかと考えているとの答弁でありました。

委員より、農林業を生かした障がい者の就労促進について、来年の4月から森林経営管理制度が始まる。障がいがあっても体を動かすには問題のない人に活動してもらおう方向性を考えているか。わたむきの里で農業は取り組んでおられるが、林業

について計画されているかに対して、福祉保健課長から、林業分野での研究はまだ聞いていないが、その分野についても拡大していけるのであれば取り組みされらると思うが、作業所として可能かどうか検証されるので、そのようなことがあれば町としてもできるだけの支援をしていきたい。

委員より、若者の就職相談窓口について、検証結果では毎年工夫が必要のCとなっているが、地元で就職された人がどのくらいいるのかに対して、商工観光課長から、日野高校の平成30年度の進路状況は、就職希望者79名、その中で75名が就職内定し、そのうち24名は日野町内での就職である。通える範囲内ということで生徒の希望は増えていると高校から伺っている。

委員長より、住民が参画する対話の協働のまちづくりについて、また地域と小学校のあり方についての意見に対して、企画振興課から、対話のまちづくりは町も意識を持って進めているところであり、出前講座、車座懇談会もそうである。

教育次長から、先進的に地域の方々に支援していただいていると考えており、今後も継続的に行っていきたいとの答弁でありました。

ほかに質疑なく、次の協議事項の自由討議ということで、定住・移住の促進に関する提言について、委員の自由討議に入りました。

委員より、空き地を宅建業者が購入して新たな家を建てているが、地元とのつき合いを業者がきちんと説明されているか、町は業者に対してそうした話をしているのかに対して、企画振興課長から、町がコラボしている宅建業者では、町が事前に事細かく説明している。業者にはそうした説明の最低ラインがあると思うが、内容について町では情報をつかんでいない。

委員より、産婦人科医の設置の取り組み、進展があるのか。また、地縁のつながりの中で神社の氏子に入ることや仏教連などの負担があることに対して、福祉保健課長から、県が計画している医療計画の中で産科設置は今のところ上がっていない。日野町においては甲賀、東近江の病院を利用されている。町の子育てしやすさに産科は求められるところであるが、実現するのはかなりハードルが高いと考える。引き続き県に希望は伝えていきたい。

企画振興課長から、宗教は押しつけではないが、事前にそういう行事があることは移住者に説明している。

委員より、女性活躍社会という中、なかなか地域から女性は選出されない。女性の参加が少ない状況についての質問に対して、企画振興課長から、社会の末端の家庭では少しずつその辺の意識が変わってきているが、住んでいる自治会など地域が変わっていかないのが啓発者として困っているところである。

委員より、企業の異業種交流会は年間どのくらいされているのか、外国人就労者の通訳や相談を受け付けている状況についての質問に対して、商工観光課長から、

企業間の交流は企業協議会を組織されており、交流の機会は研修会等一定ある。外国人就労についての相談は現在ない状況である。

住民課長より、残留資格のある外国人は平成30年12月9日の段階で518人おられる。残留資格の中で日本で働けるうち、留学生のアルバイトはない。技能実習生1号44名、2号56名、3号2名である。これ以外に専門的な知識を持つ技術・人文知識・国際業務で61名が就労している。技能実習については中国、ベトナムが多く、あっせん団体が通訳していろいろな手続をされ、その後企業とあっせん団体が連携して対応している。町の通訳はポルトガル語対応を行っている。

ほかに、委員より、空き地地主の雑草管理の現状の質問がありました。

議長より、産科の設置について、県の計画に入っていないくても、多くの住民の声があれば、町が独自でも誘致すべきではないか。積極的に取り組んでいただきたい。外国人はまだ増えるだろう。町としてこれから言葉の通じない人たちにどう対応するか検討していただきたいとの要望がありました。

ほかに意見なく、次のそのほかの中でも意見なく、3月議会の委員会の持ち方について委員にお諮りしたところ、第16期議会の委員会の締めくくりとして今年度の総合戦略の取り組みの総括と、あと1年の総合戦略など取り組みについて意見交換をしていくことになりました。

委員会を終了し、町長より閉会挨拶をいただいた後、午前10時51分に閉会いたしました。

以上で、人口減少対策特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、地域経済対策特別委員会委員長 13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、地域経済対策特別委員会の委員長報告を行います。

12月19日、午後1時55分より、地域経済対策特別委員会を議会委員会室で行いました。その内容について報告をいたします。出席議員は関係する委員全員と議長、また町執行側より町長、副町長と総務政策主監、総務課、企画振興課、商工観光課、建設計画課の各課長ならびに担当職員が出席いたしました。また、傍聴者がいました。

最初に、協議事項の企業誘致および工場用地開発の現状について担当課より説明を受け、質疑に入りました。

委員より、町内企業での外国人の就業数、業種、また日野高校の就職内定状況についての質問があり、町内での外国人就業は248名、国名は中国、ベトナムが多く、業種は製造業がほとんどである。日野高校の就職状況は152名の3年生のうち就職希望が79名、そのうち75名が就職内定となっている。そのうち24名が日野町内の就職となっているとの説明でありました。

また、県道石原八日市線の造成地についてや向茂組の鳥居平地域への新たな開発

計画についての問いがありました。造成地は東近江市での開発であり、詳しい情報は受けていない。向茂組が計画されているようですが、詳細まで把握していないとの回答でありました。

ほかに質疑もなく、次の協議事項である幹線道路関係の現状について担当課より説明を受け、質疑に入りました。

委員より、県のスリム化、滋賀県行政経営方針によって幹線道路関係、影響など把握をされているかとの問いに対して、建設計画課参事より、県のアクションプログラムにあるものは積極的な予算投入をされている。補正予算の対応も積極的と聞いているとの答弁。

また、委員より、国道307号線安部居地先の登坂車線計画や主要地方道土山蒲生近江八幡線の鎌掛・土山側の地形測量のおおのの状況についての質問もありました。

ほかに質疑もなく、次の協議事項であります西大路地先の定住宅地化整備計画の取り組みについて、特に滋賀県土地開発公社と日野町との基本協定、業務協定書について担当課より説明を受け、質疑に入りました。

議長より、協定書でインフラ整備は日野町の担当となっているが、事業費1億7,681万5,000円に上下水道は含まれているのかの質問に対して、建設計画課長より、含まれているとの答弁でありました。

委員より、事業費1億7,681万5,000円以上の分譲価格を設定すると考えてよいのかどうかとの問いに対して、建設計画課長より、今の概算でいけば坪当たり10万円強となるが、町が負担する事業によって単価も変わるとの答弁。

また、議長より、事業費に公社職員の事務費は含まれているが、町職員の事務費はどうかとの問いに対して、答弁として、町職員の事務費は含まれていない、内容も含めて今後試算を行っていくとの内容でありました。

また、委員より、分譲価格が当初坪6万円程度であったが、町道や上下水道も含まれることから10万円程度と言われている。分譲価格は当初程度に圧縮できるのかどうかとの質問に対して、町当局より、事業費1億7,681万5,000円のうち上下水道や町道などを町が実施することで、販売予定価格が約1億1,000万円程度の坪6万円という考え方は当初から変わっていないとの回答でありました。

ほかに質疑もなく、次の事項であります旧日野警部交番・旧平和堂の跡地利用構想について担当課より説明を受け、質疑に入りました。

委員より、旧日野警部交番の跡地と今後の見通しと予定はどの問いに対して、答弁として、土地の取得希望調査の際、防火水槽用地と町道大窪木津線から町道大窪内池線へ出る交差点の隅切り用地の確保を要望してきた。現在は、敷地の官民境界確定の測量が終わっている。防火水槽用地は、要望どおり敷地から除外して売買することを県警は示している。隅切り用地については、判断は未了であるとの答弁で

ありました。

議長より、鑑定評価は出ているのかの問いに対して、答弁として、一般競売は平成32年2月ごろの予定である、測量後に鑑定するという事なので、いまだ聞いていないとの説明でありました。

また、委員より、日野町が取得する意思がないことの報告をしたと聞いているが、町としては関係のない土地になったという理解でよいのかとの問いに対して、答弁として、日野町が取得する意思がないことの報告をしたので、県警としては次の段階に入ったということであるとの回答でありました。

ほかに質疑もなく、質疑を打ち切りました。本会議への委員長報告は委員長の責任において報告する旨を確認し、午後3時05分に閉会いたしました。

以上で、地域経済対策特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、議会広報特別委員会委員長 2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） それでは、私から議会広報特別委員会についての委員長報告をさせていただきます。なお、ご承知のとおり、この議会広報特別委員会は他の委員会とは若干様子が異なっておりまして、議論の場とは違いましてほぼ議会広報誌の編集会議ということになっておりますので、主にこの間の活動の報告を中心に委員長報告をさせていただきたいと思っております。

まず、9月6日、そして10月3日、10月16日、10月24日、10月29日、11月5日と6回にわたって議会広報特別委員会を開催させていただきました。なお、9月6日に開催しました委員会につきましては、第2委員会室で委員会を開催いたしましたが、それ以外は議会広報特別委員会の執務室にて開催をさせていただきました。

また、この間、10月9日には、全国町村議会議長会主催により、全国の議会広報関係者のための研修会というのが東京永田町の砂防会館にて開催されまして、堀江副委員長とともに出席・受講させていただきました。この研修会におきましては、昨年度のコンクールで入賞された地域の議会広報誌の紹介などがございまして、絵や写真、図などを多用して非常に見やすい議会広報誌となっているところが、非常に私たちにとって刺激となりました。また、あらゆる地域活動をしていらっしゃるような町民さんのところに委員自らが出かけて行って、町の声聞き、それを議会広報誌に反映させていらっしゃる、こういった姿勢も学ばせていただきました。

続いて、10月16日には、南比都佐公民館におきまして議会報告会、また10月17日には日野公民館におきまして議会報告会が行われまして、11月5日には臨時議会も開催されましたが、これらにつきましては2月15日発行予定の第4号に詳細を書かせていただくこととなっております。

また、この間、委員さんの方から、議会広報誌、今まで1、2号と発行してきたものに対して何か意見ございますかということをお尋ねしましたところ、委員さん

より、税金にて発行させていただいている広報誌に、その中で議員のコメントという欄に行政さんの施策、予算などについて肯定的でないような意見も書かれているけれども、これは税金で賄われている議会広報誌なので、そのような議員からのコメントは不要なのではないかという意見が出されましたが、これにつきましては、委員長の方から、行政の施策であるとか予算編成に対してチェックし、意見を述べることこそ我々議員の職務であります。また、議員のコメントこそ、この広報誌の中で非常に重要なポイントではありませんかということ意見をいただきました。

また、別の委員さんからは、他市町の多くの議会広報誌は、ほぼ全面的に議会事務局が作成していらっしゃる。こういう中で、当議会では真に議員が手づくりで発行しており、すばらしいことであると評価されていると、他の市町の議員さん、また住民さんからもそういう声をいただいていると、こういう意見もいただいております。

なお、次号につきましては、2月15日に発行予定となっております。議会広報誌の研修会にて勉強させていただきましたことを参考にさせていただき、地域活動団体をはじめ町民さんに直接声をお聞きして、そういったものを掲載することにより、より開けた、さらに町民さんにとって身近な議会広報誌となりますよう尽くしていきたいと思っております。

また、議員の皆さんには、町民の皆さんからいただかれた声などもお寄せいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、議会広報特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

皆さんをお願いをしておきます。討論につきましては、日野町議会会議規則第49条の規定を尊重しながら討論を行っていただきたいと思っております。

それでは、討論はありませんか。

12番、池元法子君。

12番（池元法子君） 今、議長がおっしゃいましたように、本来ならば反対討論から

するところでありますけれども、反対討論がありませんので、私はこの請願に賛成する立場での討論を行わせていただきます。

請願第17号、主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求めることについての請願について、委員長報告は採択であって、私も委員長報告に賛成する立場での討論を行います。

日本政府は2018年3月をもって主要農作物種子法を廃止しました。この主要農作物種子法は、日本の主食である米、麦、大豆を国民に安定供給するために、国と都道府県が責任を持ってこれらの種子を農家に安価に安定供給し、各地の気候や風土に合わせた品種の育成、開発、維持するように定められたものです。しかし、遺伝子組み換え種子などを開発する多国籍企業の要望に応じて、日本政府はこの法律によって民間企業の開発意欲、算入を阻んでいるとして種子法を廃止し、企業の算入に道を開きました。

私たちは多国籍企業の狙いが、種子を支配することで生産農家と国民の命の源である食糧全体を支配することにあると考えます。各地で育まれた種子は農作物を育てる地域の生産農家だけでなく、全ての国民の財産だと考えています。ですから、本来国が守っていくものだとは思っております。命の源である食糧の種子を守るために、主要農作物種子法にかわる公共品種を求める運動に取り組んでいます。ですから、今回3月議会に出され、その議会では継続審査、6月議会では不採択となった請願に私は賛成をいたしました。その後、7月26日に日野町の農政連、稲作経営者会と日野町農業の課題と今後について議員との懇談会が行われ、そのときも稲作経営者から種子法の廃止についての不安の声が出されたものでした。

その前日には、荒川武雄氏を代表として、日野町の稲作経営者の連絡会から滋賀県知事に対して、種子法廃止に伴い滋賀県の取り組みが後退しないよう条例の制定を求める要請書が出されています。

そして今議会、県条例の制定の請願が日野町の農政連から出されたことは本当に喜ばしいことだと思っております。私は産業建設常任委員会の委員ではありませんので、委員会当日、傍聴をさせていただきました。産業建設常任委員会の意見交換の中には、3月議会に出された請願に対して、種子法は既にその役目を終えていると反対された委員が、前回とは根本的に趣旨が違う、もう少し様子を見るとの立場であったとか、市場経済の意見の中で、カリフォルニア米はすばらしいとの発言が少し気になりましたが、今回の請願の趣旨および理由の中に、種もみの価格上昇や品質低下を招きかねない等の報道がなされており、県内の生産現場においても将来的には優良な種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっていますとあり、その不安の中に遺伝子組み換え種子や、またF1種子、多量の農薬を使った輸入農作物に対する不安も含まれていると考えています。ですから、前回

出された請願の中身が生かされており、一歩前進であると思っております。主要農作物の種子を守る大切さが町民に広がっていると考え、この請願に賛成をいたします。

議長（杉浦和人君） 池元議員に申し伝えます。今後はルールを守って下さい。

ほかに討論ございませんか。

齋藤議員。

7番（齋藤光弘君） それでは、2019年10月の消費税10%実施の中止を求める請願について、総務常任委員長報告は、採決の結果、賛成多数で継続審査との報告であります。私は委員長報告の継続審査に対し、請願の原案に対して賛成の立場で討論を行います。

安倍首相は来年10月からの消費税率8パーセントから10パーセントへの引き上げを改めて表明されています。共同通信社の世論調査によりますと、12月17日で49.8パーセントの人が増税に反対です。また、クレジットカードなどを使って決済する制度に対して62.1パーセントの多くの人が反対し、賛成はわずか31.9パーセントにすぎません。特に60代以上では76.3パーセントとほとんどの人が反対しています。このように、消費税10パーセント増税に対して国民の過半数が反対しています。

日野町においても、多くの町民が消費税に反対しています。なぜなら、私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。深刻な消費不況が続く中で、消費税10パーセント増税は経済をさらに落ち込ませ、地域経済の疲弊は拍車をかけることになります。

さらには、大規模な自然災害が相次いでおり、各地で悲鳴が上がっています。消費税10パーセント増税を今やれば、経済は明らかに失速するでしょう。経済効果がマイナスとなる消費税増税をなぜこんなときにやるのか、理解できません。不要不急の増税としか言えません。

消費税を増税する一方で、社会保障が連続して改悪されています。安倍首相は国民に対して消費税増税は社会保障の充実のためと釈明されています。しかしながら、充実どころか、社会保障は、マクロ経済スライドにより年金は下がり、医療や介護の負担は増え、生活保護までも引き下げられるなど社会保障はよくなったと言えないのが実態であります。社会保障などの財源は消費税に頼らず、経済の立て直しと大企業や高所得者の適切な負担で確保すべきであります。

平成に入った1989年から消費税が福祉のため、少子高齢化のためと初めて導入されて以来、これまで消費税の税収総額は349兆円であります。その一方で、この間、三税、すなわち法人税、法人住民税、法人事業税の減税総額は280兆円にも達しています。これ以外にも、輸出大企業には消費税還付金が、トヨタ自動車を筆頭に莫大な還付金が還付されているのです。まさに消費税は社会保障の財源ではなく、

大企業減税の穴埋めにされたと言っても過言ではありません。政府の負債、いわゆる借金を減らすためには、大企業と富裕層にこそ課税すべきであります。消費税は所得の少ないほど負担が重く、所得が多い人ほど負担が軽く、貧困と格差を拡大する税制となっています。これは、憲法でいう応分負担の大原則に反する逆進的な不公平税制であり、凍結もしくは中止すべき税制であります。

政府は、消費税増税対策としてキャッシュレス決済によるポイント還元制度や低所得層と子育て世帯向けのプレミアム付商品券、住宅・自動車購入者向けの減税措置、防災・減災の国土強靱化の公共事業拡充、幼児教育無償化の経費など、消費税増税対策に約2兆円余りを盛り込むとされています。2019年度予算案は、増税による増収を対策費が上回る予算となっています。本当に財政が逼迫しているのなら、このような消費税増税対策はできないはずです。こんなことなら増税しなくてもよいのではないかと思います。何のための消費税増税なのか分かりません。

キャッシュレス決済には、電子化された取引になじみのない高齢者の方やクレジットカードを持っていない消費者、クレジットカードのレジや専門端末を持たない店舗などの間でどう公平性を保つのかなど、課題も多くあります。また、増税対策として酒類と外食を除く食料品と新聞代は税率8パーセントに据え置く軽減税率を導入されようとしています。軽減税率は、低所得者より高所得者の方が購入する金額は高くなり、高所得者であるほど得する逆累進課税となります。また、商品によって消費税率が異なると、レジ機や発注システムなどを変更せざるを得ない事業者が多くなります。その費用負担の補助金があるものの事業者負担は大きく、懸念されています。とにかく売り手にとっても買い手にとってもややこしくなることから、混乱が生じることは明らかであります。

消費税10パーセントの増税後において、4年を経て2023年から複数税率に伴ってインボイス制度の適正請求が導入されます。業者はインボイスの書類によって仕入れにかかった消費税を差し引いて消費税を税務署に納めます。インボイスの書類がないと買い手は仕入れにかかった税額を差し引けません。問題は現在の消費税の申告義務のない売上高1,000万円以下の500万を超える免税事業者が取引から締め出されるおそれがあり、課税事業者になることを迫られます。こうしたインボイスの導入には、日本商工会議所など多くの事業団体から反対の声が上がっています。

以上のことから見ても、消費税10パーセント増税はきっぱりと中止すべきであります。政府は21日、2019年度予算案の一般会計総額を101兆4,564億円と7年連続で過去最大の予算案が閣議決定されています。こうした2019年度の予算編成の中で時を逸してはなりません。政府への早急な意見書が求められています。委員長報告にある継続審査ではなく、消費税10パーセント実施の中止を求める意見書を求める請願を採択いただきますようお願いをいたしまして、委員長報告の継続審査に対する

反対討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ありませんか。

4番、山田人志君。

4番（山田人志君） 今ほど反対討論のありました請願第19号に対しまして、私の方からは委員長報告に賛成する立場で討論に参加させていただきたいと思えます。

今回の請願、中身を見ますと、軽減税率に関する疑問や反対ということが数多く具体的に書かれていました。もとより軽減税率は非常に賛否の分かれている制度でありまして、当然その議論の中でも賛成や反対ということがたくさん出てくるというのは、これはもちろん間違いないことではあるかと思えます。ただ、ところが今回の請願の本旨は、消費税10パーセントの中止を求める請願ということですから、軽減税率に対する疑問や反対がストレートに消費税率の改善ということに直結するわけではないんです。つまり、軽減税率が反対やから消費税の税率改正が反対やということは、いわゆる本末転倒の論法になってしまうわけです。本来ですと消費税率に関しましては、そもそも社会保障の税源が消費税というのは本当に適切なかどうか、あるいはその裏表の関係で出てくるのが、日本のグローバリズムあるいは成長戦略ということも当然話に上がってきて、そこら辺での賛成反対という議論が深まるべきものだろうというふうに思っています。今ほど反対討論の中で、社会保障の税源に関する話も出していただきまして、今出していた話については理解できる部分もいくつかあるんですが、それはとりあえずこれからの議論であると思えます。今この時点では請願書にそんなことが書かれているわけでもないし、委員会の中でもそうした議論が深まった、問題提起はさせていただいたが決して議論が深まったわけではない。そういう意味からいいますと、今の時点では総務常任委員会が継続審査というふうに判断されたのは、私は妥当な判断であるというふうに思っております。

以上で、委員長報告に賛成する立場での討論とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ありませんか。

1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） それでは、私からは、請願第18号、核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願につきまして、委員長報告では賛成多数ということでございましたが、請願について反対討論をさせていただきます。

まず、非核三原則、また非核日野町宣言につきまして一切の異論はなく、唯一の被爆国として心から核兵器がこの世からなくなることを望んでいるということをまず冒頭に申し上げておきます。

今回も核兵器禁止条約というテーマで請願をいただきました。ですが、国政に関することでもありまして、また、近年国際情勢が逼迫する中で、日本の安全保障と

いう深く慎重な議論が積み重ねられるべきテーマであることから、この一地方議会で安易に判断できるテーマではないというふうにまず考えております。

ただ、あえて議論したとしても、核兵器禁止条約への参画については各方面からのご指摘があるように、多くの課題をはらんでいることは明白でございます。その主たる問題点は、国際的な安全保障環境の現実を無視しているのではないかという点でございます。残念ながら世界の安定は核兵器を含む各国の軍事力の均衡によって保たれております。日本の安全保障は米国の軍事力によって維持されているというのが一般的、現実的な見方とされており、核保有国が同時に核兵器を廃絶するようなことがない限り、核兵器を含めた世界の軍事力のバランスを崩すような取り組みは逆に国際情勢を不安定化させると思われます。そういった意味では、核保有国のみならず、今回日本と同じく参加していないドイツやイタリア、カナダ、NATO諸国などの国々が参加した上で、核軍縮や廃絶への議論が進められなければ、実質的には意味をなさないものと思われます。

昨今の北朝鮮情勢におきましても、今年6月に米朝会談がなされましたが、その後北朝鮮の非核化が進展すると思われたものの、一向に進んでいない状況が続いております。国連加盟国による経済制裁を解除する状況となっておらず、今後の先行きは非常に不透明な状況であります。先進各国、先進諸国と歩調を合わせて対応していくことが引き続き求められるのではないのでしょうか。ゆえに、日本政府の選択というのは、国際情勢を鑑みた現実的な判断であると言えますし、現実的に核兵器を1つでも減らし、世界平和を実現していくためには核兵器禁止条約という手段ではなく、核保有国も参加した場である従来の核不拡散条約の枠組みの中で交渉を進めていくことであると思われます。唯一の被爆国として、理想論ではなく現実論に立脚したプロセスを用い、核兵器が世界からなくなる日を心から望むものであります。

以上の理由などから、本請願の採択に反対をいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ありませんか。

13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、総務常任委員会委員長報告は、請願第18号、核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願につきましては採択となりました。私は委員長報告に賛成する立場から討論をしたいと思っております。

核の禁止、廃絶は世界の流れと言われる中で、長きにわたる、被爆者をはじめ世界の世論と各国の粘り強い努力と取り組みのもとで、昨年、人類史上歴史的と言われる、核兵器を違法とする核兵器禁止条約が国連で採択されました。条約採択から1年余り、核保有大国の妨害もはねのけて、今日では署名国は69カ国、批准国は19カ国となり、署名・批准50カ国以上への近日中に条約発効が見通せる情勢となって

きております。

この条約の中心点の1つには、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的兵器であるとともに、さまざまな国際法に反する悪の烙印を押したものであります。その2つには、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、貯蔵、使用の禁止だけでなく、使用の威嚇、つまり、いざというときには核を使うぞという脅しによって安全保障を図ろうとする核抑止論を真っ向から禁止したものであります。このように、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止したことは、今日まで抜け穴を許さないものとして重要性は際立っております。その3つには、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明記されております。核保有国が条約に参加する2つの道筋が書かれております。核兵器を廃棄した上で条約に参加するということ、あと1つは条約に参加した上で核兵器を廃棄するということであり、核兵器のない世界を築き上げていくためには、どうしても核保有国の参加が必要であり、核保有国への参加の扉を広く開いていることもこの条約の特徴と言われております。

日本も参画し、核保有国も参画しております核不拡散条約（NPT）再検討会議において、2000年5月には核兵器廃絶の明確な約束を核保有国も含め、日本も含めて合意してきました。しかし、さまざまな抵抗もあり、なかなか廃絶に向けた確かな行動を打ち出すまでには至っておりません。とどまることのない核廃絶の世界の流れの中で、今回の核廃絶に向けての確かな行動が世界的に打ち出されたのが、この核兵器禁止条約であるわけであり、しかし、世界唯一の戦争被爆国でありながら、アメリカの核の傘にしがみついている日本政府は「核兵器なくせ」の先頭に残念ながら立ち切れておりません。核兵器禁止条約に否定的な態度をとっている日本政府は、核保有国との橋渡し役を務めると言っておりますけれども、今年開かれた国連総会で採択された核兵器禁止条約の促進決議に明確に反対しております。日本政府自らが提案した軍事決議でも、核兵器禁止条約に一言も触れない異常ぶりを発揮しているわけであり、

今、1つ核保有国や日本政府など同盟国が最大の口実にしているのが北朝鮮問題であります。今年、朝鮮半島をめぐる情勢は大きく変化してきております。米朝首脳会談、南北首脳会談が行われ、その合意に基づき朝鮮半島の非核化と平和体制の構築に努力が注がれており、紆余曲折がありながらも粘り強く実現に向けて努力が続けられております。今、日本政府がやるべきことは、もはや通用しない北朝鮮の脅威を口実とした軍拡や、また、日米軍事同盟強化をやめて、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約に率先して署名・批准を行い、北朝鮮との対話を回避して朝鮮半島の非核化、平和体制の構築の実現のために積極的な役割を果たすことではないでしょうか。

日野町議会は34年前、非核日野町宣言を県下に先駆けて採択いたしました。その

宣言は核兵器禁止条約の日野版とも言えるすばらしいものであります。宣言を全会一致で採択した先輩議員の意思を継ぐためにも、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めていくことが私たち、今、議員の具体的な行動ではないでしょうか。そのことを強く申し上げまして私の賛成討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第86号から議第96号まで（中部清掃組合格約の変更についてほか10件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第86号から議第96号まで（中部清掃組合格約の変更についてほか10件）については、原案可決であります。各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第86号から議第96号まで（中部清掃組合格約の変更についてほか10件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて、請願第17号、主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求めることについて採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、請願第17号、主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求めることについては、委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、請願第18号、核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 少 数 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立少数であります。よって、請願第18号、核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願については、不採択と決しました。

続いて、請願第19号、2019年10月の消費税10%実施の中止を求めることについて採決いたします。

本請願書に対する委員長報告は継続審査であります。本案は委員長報告のとおり継続審査することに賛成の諸君の起立を求めます。

一 起 立 多 数 一

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、請願第19号、2019年10月の消費税10%実施の中止を求めることについては、委員長報告のとおり継続審査と決しました。

続いて、日程第2 決議案第3号、主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書決議についてを議題とします。

決議案の内容については、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長 6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、決議案第3号、主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書決議について、提案理由の説明を行います。

主要農作物種子法が平成30年4月1日に廃止されまして、滋賀県ではそれにかわるものとして、滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱を制定されました。県内では、この要綱に基づく種子生産が開始されたところではありますが、県が定めた要綱だけでは厳しいのではないかという意見が出てまいりました。

このことにつきまして、産業建設常任委員会では、6月議会において要綱で様子を見ることとし、条例化の要望につきましては、今後調査研究を行っていききたいというのがまとめでございました。その後、7月26日には、議員全員と農政連日野支部ならびに日野町稲作経営者会との意見交換会において、種子法にかわるものとして県での条例化をという要望も受けたところがございます。全国的にも条例化の動きが出てまいりまして、山形県、新潟県、富山県、埼玉県等、近畿では兵庫県が条例化をされ、長野県でも条例化の動きがあるとのことでございます。

一方、意見書案で掲げているとおり、一部の地域では外部委託に移管するところが出てまいりました。外部委託されたのは残念なことに近畿地方の府県ばかりであり、大阪府、奈良県、和歌山県であります。近畿圏内で出てきたこともあり、生産現場から不安が出てきたということで、条例化をきちんと行ってもらいたいとの意見書を提出するように請願を受けました。

今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでどおりの行政対応を継続することに必要な予算および関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、

主要農作物の種子生産に係る条例制定をされるよう滋賀県知事に強く求めるため、意見書決議を提案するものであります。

議員諸氏のご理解、ご賛同をいただき、決議いただきますようお願いいたします。提案説明といたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第3号、主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第3号、主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書決議は日野町議会議長名において滋賀県知事に送付いたします。

次に、日程第3 決議案第4号、核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書決議についてを議題としたいと思います。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書について、提案説明をさせていただきます。

今回、この意見書の案が出されておりますけれども、これを朗読して提案させていただきたいと思います。

昨年7月7日に国連で、人類史上初めてとなる核兵器禁止条約が世界122カ国の賛成を得て採択されました。この条約は、核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲

章や国際法に照らしてその違法性が述べられ、核兵器の開発や実験、使用のみならず使用の威嚇や配置、配備の許可などを含め、それらを全面的に違法とする内容となっております。これは、被爆者の長年にわたる苦しみと、それを再び繰り返さないという強い決意のもとに、日本のみならず世界の多くの人々の核廃絶への願いが結集されたものであります。この条約採択への貢献が評価され、昨年度ノーベル平和賞が核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）に授与されたことも記憶に新しいところであります。採択から1年を経て、この条約は69カ国が署名し、19カ国が批准しております。9月末現在であります。核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に呼応して、唯一の戦争被爆国、日本の政府がこの条約の早期発効に向けて取り組むべきであります。非核日野町宣言を採択している私たち日野町議会は、日本政府が核兵器禁止条約に早急に署名と批准を行い、核廃絶に向けた選択をなされることを強く要請する、こういったことを私たちは述べているわけです。

どうか皆さん方、この内容にご賛同いただきますことを心よりお願い申し上げます。私からの提案説明とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） 私からは、この当意見書決議につきまして反対の立場で討論をさせていただきます。

趣旨につきましては先ほど申し述べたとおりでございます。同様に、核兵器禁止条約という手段ではなく、核保有国も参加した核不拡散の条約に基づいて、従来の枠組みに従い、現実世論に立脚したプロセスで解決していくことが最も近い道であるというふうに考えております。

よって、当意見書決議について反対をいたします。

議長（杉浦和人君） 次に賛成討論。

11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、私からは意見書提出に賛成の立場で討論したいと思います。

います。日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

皆さん、覚えておられるでしょうか。「核兵器のない世界を必ず実現する。その道のりがいかに長く、いかに困難であろうとも、絶え間なく努力を積み重ねていくことが今を生きる自分たちの責任であります」と、これは2016年にオバマ大統領が広島を訪問したとき、安倍総理はスピーチの中でこう言っておりました。翌2017年の3月には、核兵器を法的に禁止する世界初の条約、核兵器禁止条約の制定交渉がニューヨークの国連本部で始まったのであります。それまで国際社会では、核保有国の核軍縮、非保有国への核拡散、原子力の平和利用の3つを柱とするNPT、核拡散防止条約には、核保有国側への強制も罰則もなく、発効から40年もたつのに核軍縮がなかなか進まなかったのであります。そこで、非保有国の国々が、核兵器は国際法違反とする新しい核廃絶の枠組みをつくろうとして立ち上がり、交渉を設定されました。だが、唯一の被爆国として参加を期待されていた日本は不参加表明をしたのであります。被爆者でもあるカナダ在住の女性は、自国に裏切られたと日本政府を強く非難し、日本代表の席には失望をあらわす折り鶴が置かれていたと報道されていました。

今年に入り河野外相も、被爆国として核兵器の非人道性を知る我が国は、核廃絶に向け、国際社会の取り組みを先導する責務があるとまで言い切っているにもかかわらず、核の傘のもと、最も危険な核抑止力論があります。こうした政策からは一日も早く脱却しなければなりません。

人類史上初めて広島、長崎に原子爆弾が投下され、爆発による強烈な熱線、爆風、人体を貫く放射線は一瞬にして街を破壊し、多くの命を奪いました。あれから72年を経た昨年7月7日、核兵器を初めて違法とする核兵器禁止条約が、国連会議において、国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成で採択されました。

この条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪するとともに、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものであります。同時に、被爆者の核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民にも応えるものとなっております。既に69カ国が調印され、19カ国が批准しています。核兵器禁止条約が国連で採択されて以降、日本政府に対して禁止条約への署名や批准、参加などを求める地方議会の意見書可決が相当数に上っているとされています。私は住民の方たちから提出された、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める請願を強く支持し、意見書提出に賛成するものであります。

皆様の強い賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第4号、核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立少数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立少数であります。よって、決議案第4号、核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書決議については、原案否決と決しました。

日程第4 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧表により議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は、議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしております文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会ならびに人口減少対策特別委員会、地域経済対策特別委員会および議会広報特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（藤澤直広君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、平成30年度一般会計補正予算案をはじめ、各特別会計補正予算案、条例改正案などにつきまして慎重審議を賜り、全議案、原案どおり可決いただき、厚くお礼申し上げます。また、平成29年度の各会計決算につきまして認定をいただき、ありがとうございました。

一般質問ならびに各委員会審議の中でいただきましたご意見、提言等につきましては、今後の町政運営や施策の推進にあたり、大事な示唆をいただいたものと考えております。

さて、2019年度国の当初予算の政府原案が発表をされました。101兆円を超える過去最大の予算規模となりましたが、軍事費の増大の一方で社会保障費が抑制をされているところでもあります。また、消費税率の10パーセント引き上げや、引き上げに対する施策についてカード決済等への割引やプレミアム商品券などばらまきではないかという批判の声も上がっています。地方財政対策は前年度横ばいの状況にあり、引き続き地方財政は厳しい状況が続くことと懸念をいたすところでございます。こうした中、国の当初予算や補正予算の状況をしっかりとつかみ、必要な予算の獲得などに努めてまいりたいと考えております。

さて、町内におきましては、師走の慌ただしい中でございますが、この間、2日、恒例の日野町民駅伝大会が開催され、45チームが力走をされました。日野町連合青年会が主催し、多くの皆さんの力で開催をいただいているところでございます。

9日には、日野町消防団第1分団鎌掛のポンプ自動車の入魂式が行われ、消防団、鎌掛運営会や消防団OBの皆様をはじめ関係者が参加をされました。消防団は火災防衛だけでなく、災害対策、水防活動などに活躍いただいております。これからもよろしくお願ひしたいと思います。

また、わたむきホール虹では、第22回わたむき合唱祭が開催され、10の合唱団がすばらしい歌声を披露していただきました。

13日の朝には、役場玄関前にお米3袋が置かれ、昭和52年ごろから毎年のように届けていただいている善意に、さまざまなマスコミにおいても温かな話題として報道をされました。社協を通じて有効活用をさせていただきます。

22日には、日野町消防団、全国消防操法訓練大会優勝の祝賀会を開催し、議員各位をはじめ関係者の皆さんにご出席をいただき、にぎやかに選手の活動をたたえることができたところでございます。ご参加、大変ありがとうございました。

2018年を振り返りますと、議員各位ならびに町民の皆さんのご支援とご協力によっていろいろな事業に取り組むことができました。まず、米飯給食が小学校、幼稚園、保育所、こども園において実施し、子どもたちに喜んでいただいております。日野駅再生プロジェクト3年目も順調に進み、上りホームの建設をしておるところ

でございます。観光協会前の日野まちなか感応館（観光交流拠点施設）、J Aの日野菜加工場の竣工、女性活躍施設ぼけっと、子育て広場、学童保育所ヒノキオの園舎の建設、雨水排水事業、町道大窪内池線側溝改良、町道西大路鎌掛線や内池バイパスの工事なども事業が進んでいることは大変ありがたいことでございます。

また、近江日野田舎体験や近江日野商人ふるさと館旧山中正吉邸での伝統料理の提供など、都市農村交流も発展しております。こうした流れを一層大きくし、住み続けたい町、住んでみたい町を目指し、さらに努力をしてまいりたいと考えております。改めて議員各位ならびに町民の皆さんのご協力にお礼を申し上げるところでございます。

今年も残すところわずかになってまいりました。議員各位におかれましては、この1年を町の発展と福祉の向上のためにご尽力を賜りましたことに敬意と感謝を申し上げます。

日ごと寒さが深まる今日このごろとなってまいりました。議員の皆様方には十分ご自愛いただきまして、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えになられますことを心からお祈りを申し上げますとともに、来る平成31年が安らかなよい年となりますことを祈念いたしまして、12月議会の閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る12月3日から本日まで、提出案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

本年も余すところあとわずかとなってまいりました。これから年末年始、何かと厳しい寒さが続いてまいります。どうぞくれぐれもご自愛いただきながら、平成31年の輝かしい新春を皆様にはご家族おそろいでお迎えになられますことをご祈念申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を閉じ、平成30年第7回日野町議会定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでございました。

一閉会 12時14分一

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 山田 人志

署名議員 高橋 渉